

ブロック塀等 撤去費補助金交付制度

平成30年6月に発生した大阪府北部地震によるブロック塀等の倒壊による被害をふまえ、危険なブロック塀等の撤去工事を行う方に補助金を交付します。塀の安全性の確保は所有者の責任です。取り返しのつかない事態を未然に防ぐため、まずはブロック塀等の安全点検を行い、少しでも不安に思われる方は、開発建築課へご相談ください。

■補助対象となる方

市内の道路または公共施設の敷地に面するブロック塀等の所有者または管理者

■補助対象となる工事

道路面または公共施設の敷地面から高さ1m以上で倒壊のおそれがある
ブロック塀等の撤去

※ブロック塀等の一部撤去工事は、別途ご相談ください。

■補助金額

①ブロック塀等の撤去工事に係る経費に5分の4を乗じた額

または、②ブロック塀等の見付面積1㎡当たり1万円を乗じた額

①と②の金額を比較して少ない方の金額を補助対象額とします。

(1,000円未満の端数切捨て)

ただし、補助の上限は40万円で同一敷地内の工事につき1回限りとします。

私が暮らしたいまち 朝霞
支え合う心で安全・安心なまちへ



©むさしのフロントあさか

むさしのフロントあさか

朝霞市 都市建設部 開発建築課 住宅政策係
電話048-423-3854 (直通)
FAX048-463-9490
URL <http://www.city.asaka.lg.jp>

2021年4月版